

2010年改正 EFTA 裁判所手続規則

[参考訳]

2017年10月1日
明治大学法学部教授
夏井 高人

Rules of Procedure of the EFTA Court in English (amended 2010)に基づき、翻訳を試みた。テキスト(英語版)は、下記の EFTA Court の Web サイトから入手した。EFTA 裁判所において用いられる言語は、英語が正式のものである。

http://www.eftacourt.int/fileadmin/user_upload/Files/RulesofProcedure/RoP_amendments_2010_draft_EN.pdf

[2017年9月24日確認]

この規則は、EFTA 裁判所の手続規則(以下「EFTA 裁判所手続規則」という。)である。この参考訳の作成に際して用いた上記テキストは、2010年改正後の規則のものである。

EFTA 裁判所の概要説明は、下記の Web サイトにある。

<http://www.eftacourt.int/the-court/jurisdiction-organisation/introduction>

[2017年9月24日確認]

EFTA 裁判所手続規則の法的根拠となっている Agreement between the EFTA States on the establishment of a surveillance authority and a Court of Justice (OJ L 344, 31 December 1994) は、下記の Eur-lex のサイトで入手できる。

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:1994:344:FULL&from=EN>

[2017年10月1日確認]

この協定の第5議定書が EFTA 裁判所規程 (Statute of the EFTA Court) であるが、2010年改正後の条文は、下記の EFTA Court の Web サイトで入手できる。

<http://www.eftacourt.int/the-court/procedure/statute/>

[2017年10月1日確認]

EFTA 裁判所の現在の所在地は、ルクセンブルクである。

EFTA 裁判所手続規則は、目次、前文、条文及び別紙の4つの部分で構成されている。

この参考訳においては、目次、前文、条文及び別紙の全文を訳出した。

別紙は、関係国の行政機関名の一覧表であるが、その官庁名の和訳は公式訳ではなく、不正確であるかもしれないので原文を括弧内で示すことにした。

この参考訳においては、原則として直訳とした。直訳のままでは日本語として意味の通らない部分や非常にわかりにくい部分に関しては、やむを得ず意識とした。

ただし、意識の語彙上の選択基準は、個々の法令の制定趣旨や当該法令の起草者の個人的趣味や歴史的変遷等を反映せざるを得ない部分があるので、個々の法令により一定せず、常に個別的なケースバイケースの検討が求められる。それゆえ、一般の英語教育上の慣例や翻訳家の慣例とは異なる訳となっている部分がある。

この参考訳は、あくまでも EFTA 裁判所手続規則の私的な和訳であり、関連分野の研究者のための参考として提供するものである。確定訳ではなく、現時点における検討結果の一部を示すものであるので、今後、必要に応じて改訂・修正が加えられる可能性がある。誤記等があるときは、随時、法と情報雑誌上においてその正誤を公表する。

この参考訳に訳注はない。脚注は、全て原注である。

EFTA 裁判所手続規則の内容は、欧州共同体の第1審裁判所手続規則(OJ L 317 of 19 November 1991, p.34)を改正するEUの2010年改正後(OJ L 92, 13.4.2010)の一般裁判所手続規則(The Rules of Procedure of the General Court)とかなり近似するものである。

しかし、EFTA 裁判所手続規則の内容は、EUの2013年改正及び2016年改正前の一般裁判所手続規則と同様、やや時代遅れのものである。

特に、現行の2010年改正 EFTA 裁判所手続規則の中には、EFTA 裁判所が EEA 協定と関連する事項を扱う裁判所であるという特性から、EFTA 裁判所に係属する機会が比較的多くなる可能性のある知的財産権関連訴訟の特則等が存在しない。

他方、EUの一般裁判所手続規則は、2013年改正規則中に既に知的財産権関連訴訟の特則が含まれていたが、訴訟手続の簡素化と審理促進を目的として、2016年に大規模な改正が行われている。

EFTA 裁判所の過去の判例の中には、知的財産法及び経済法の領域と関連する非常に重要なものが含まれているが(CPIC ジャーナルに収録されている関連記事参照)、それらの判例は、EFTA 裁判所の通常の訴訟手続の中で形成されたものと考えられる。しかし、それが時代の要請に合致するものであるか否かに関しては、かなり疑問である。それゆえ、比較的近い将来、EFTA 裁判所手続規則も改正されることになるかと予想される。

ただし、EFTA 裁判所の現実の規模から考えると、知的財産権訴訟を専門に扱う裁判体(特別部)を構成することが可能であるかどうかに関して疑問がないわけではなく、それゆえに、当分の間、改正が行われないという予測も成立可能であることに留意しなければならない。

なお、訴訟費用額の通貨換算(ユーロ換算)に関する条項の修正の必要性の有無についても慎重に注視すべきであるが、EEA 協定の加盟国の多くが EU 諸国であることから、この

ユーロ換算に関する条項に関しては、当分の間は改正がないのではないかと考えられる。

EFTA 裁判所における判決、命令及びその他の手続文書の電子的な送達に関しては、別途、Decision of the Court on the lodging and service of procedural documents by means of e-EFTACourt (2017/C 73/09) (OJ C 73, 9.3.2017, p.18-19) が定められている。この決定により、EFTA 裁判所手続規則第75条第4項は、一部改正されたことになる。

(この参考訳を作成する際に考慮した事項)

訳語の選択等に関しては、後掲 2016 年改正欧州司法裁判所手続規則の参考訳の冒頭部分、後掲 2013 年改正一般裁判所手続規則の参考訳・改訂版の冒頭部分及び 2016 年改正一般裁判所手続規則の参考訳の冒頭部分で述べたとおりである。

(訳出済みの関連法令等及び参考文献)

e-EFTACourt 決定(2017/C 73/09)の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 10 号 81～84 頁にある。2016 年改正欧州司法裁判所規程の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 9 号 283～303 頁にある。司法裁判所手続規則補足規則の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 9 号 304～314 頁にある。2016 年改正欧州司法裁判所手続規則の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 9 号 201～282 頁にある。2016 年改正一般裁判所手続規則の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 9 号 368～449 頁にある。2013 年改正一般裁判所手続規則の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌 2 巻 10 号 92～146 頁にある。司法裁判所決定 2011/C 289/06 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 9 号 450～453 頁にある。一般裁判所決定(EU) 2016/2387 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 9 号 454～472 頁にある。法へのアクセス報告書の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 6 号 136～158 頁にある。

この参考訳を作成するに際しては、上記各参考訳の冒頭部分に掲記した文献のほか、Therese Blanchet, Risto Piipponen & Maria Westman-Clement, The Agreement on the European Economic Area (EEA) : a Guide to the Free Movement of Goods and Competition Rules, Oxford University Press (1994)、EFTA Court (Ed.), The EEA and the EFTA Court: Decentred Integration, Hart publishing (2015) を参考にした。

手続規則

目 次

解釈（第1条）

第1款 裁判所の組織

第1章 判事（第2条ないし第5条）

第2章 裁判所長官（第6条ないし第9条）

第3章 登録所

第1節 記録官及び副記録官（第10条ないし第17条）

第2節 裁判所の官吏及びそれ以外の公務員（第18条ないし第20条）

第4章 裁判所の職務（第21条ないし第24条）

第5章 言語（第25条ないし第27条）

第6章 代理人、補佐人及び弁護士の権利及び義務（第28条ないし第31条）

第2款 手続

第1章 書面審理手続（第32条ないし第41条）

第2章 弁論手続（第42条ないし第48条）

第3章 手続整理措置及び証拠調べ措置

第1節 手続整理措置（第49条）

第2節 証拠調べ措置（第50条ないし第51条）

第3節 証人及び鑑定人の召喚及び証拠調べ（第52条ないし第59条）

第3章 a 簡易訴訟手続（第59条 a）

第4章 判決（第60条ないし第65条）

第5章 訴訟費用（第71条）

第6章 訴訟救助（第72条）

第7章 取下げ（第73条ないし第74条）

第8章 送達（第75条）

第9章 期間（第76条ないし第78条）

第10条 訴訟手続の停止（第79条）

第3款 特別形態の訴訟手続

第1章 運用停止または執行停止及びその他の仮措置（第80条ないし第86条）

第2章 先決問題（第88条）

第3章 訴訟参加（第89条）

第4章 欠席判決及びその破棄の申立て（第90条）

第5章 特別の破毀手続

第1節 第三者異議訴訟手続（第91条）

第2節 再審（第92条ないし第94条）

第6章 判決の解釈（第95条）

第7章 意見（第96条ないし第97条 a）

第4款 雑則（第98条）

- 別紙Ⅰ** 第55条に示す国内機関の一覧
- 別紙Ⅱ** 第58条に示す国内機関の一覧
- 別紙Ⅲ** 第72条に示す国内機関の一覧

EFTA 裁判所は、
欧州経済領域協定に鑑み、
調査機関及び司法裁判所の設置に関する EFTA 加盟国間の協定により裁判所に与えられた
権限に鑑み、
EFTA 加盟国政府から与えられた承認に鑑み、
以下のとおり、手続規則を採択する：

解 釈

第1条

この規則においては：

- (a) 「協定」とは、調査機関及び司法裁判所の設置に関する EFTA 加盟国間の協定、その議定書並びに別紙のことを意味し；
- (b) 「EFTA 加盟国」とは、同協定及び欧州経済領域協定の加盟国である欧州自由貿易連合の加盟国のことを意味し；
- (c) 「規程」とは、EFTA 裁判所に関する同協定の第5議定書のことを意味する。

第1款 裁判所の組織

第1章 判 事

第2条

判事の任期は、任命書の中で定める日に始まる。その日に関する条項がないときは、その任期は、その任命書の日付の日に始まる。

第3条

1. 彼の職務を行う前に、判事は、規程第2条に従い、彼の任命後最初に在廷する裁判所の公開法廷において、以下の宣誓を行う：
「私は、公平に、かつ、良心に従って、私の職務を遂行することを誓う；私は、EFTA 裁判所の評議の秘密を守ることを誓う」。
2. その宣誓後、直ちに、その判事は、規程第4条に従い、在任中及び退任後にその職務から生ずる義務、とりわけ、彼らが退任した後における一定の就業または利益を得ることについて節度及び慎みをもって行動すべき義務を尊重する旨の誓約を与える宣言書に署名する。

第4条

判事が必要な要件を満たしていないか否か、または、その職務から生ずる義務に適合していないか否かについて、裁判所が判断を求められる場合、長官は、非公開の法廷において、かつ、記録官の立会なく、裁判所に対して弁解をさせるために、その判事を招請する。

第5条¹

判事らは、同等に、彼らの職務上の席次に従う順位による地位の優劣をもつ。

同じ職務上の席次が存在するときは、その順位は、年齢によって決定される。

再任される退官判事は、その従前の順位を維持する。

協定第30条第4項に定める名簿から選任される判事は、通常の判事に劣後する地位をもつ。同じ場合において複数の判事があるときは、彼らの内部的な地位の優劣は、年齢によって決定される。

第2章 裁判所長官

第6条²

1. 判事らは、協定第30条に従い、その構成員の中から1名の裁判所長官を3年の任期で選任する。
2. その任期が通常終了する日の前に裁判所長官が空席になる場合、裁判所は、その残任期間について後任者を選任する。
3. 本条に定める選任は、無記名投票による。ある判事が絶対多数を獲得する場合、彼が選任される。絶対多数を獲得する判事がない場合、2回目の投票が行われ、最も多くの票を獲得した判事が選任される。複数の判事が同じ数の票を獲得した場合、それらの者の中の年長者が選任される。

第7条

長官は、裁判所の司法上の業務及び司法行政を掌理する；彼は、弁論期日及び評議を主宰する。

第8条

1. 訴訟手続を開始する申立が行われた後、直ちに、長官は、予審判事として行動する判事を指名する。
2. 裁判所は、規則として、判事を指名する場合の基準を定める。

¹ 1996年8月22日改正

² 1996年8月22日改正

第9条

裁判所長官が不在または職務できない場合、または、長官が空席の場合、長官の職務は、第5条に定める席次の順位により、判事によって行使される。

第3章 登録所

第1節 記録官及び副記録官

第10条³

1. 裁判所は、記録官を任命する。
2. 応募書類には、その国籍、学位、言語の知識、現在及び過去の職業、並びに、該当するときは、司法の分野及び国際的な分野における経験を完全に記載した履歴書を添付するものとする。
3. その任命は、第6条第3項に定める手続により行われる。
4. 記録官は、3年の任期で任命される。彼は、再任され得る。
5. 記録官は、第3条に従い、宣誓をする。
6. 記録官は、彼が必要な要件を満たしていない場合、または、その職務から生ずる義務に適合していない場合においてのみ、解任され得る；裁判所は、記録官に対して弁解の機会を与えた後、その決定を行う。
7. その任期が通常終了する日の前に記録官が空席となる場合、裁判所は、3年の任期で新たな記録官を任命する。

第11条⁴

裁判所は、記録官に関して定める手続に従い、1 または複数の副記録官を任命することができる。

第12条⁵

記録官が不在もしくは執務できない場合、または、空席の場合、長官は、記録官の職務を一時的に行う官吏またはそれ以外の公務員を指名する。

第13条

長官からの提案に従い、裁判所は、記録官に対する指示書を採択する。

³ 1996年8月22日改正

⁴ 1996年8月22日改正

⁵ 1996年8月22日改正

第14条⁶

1. 全ての主張書面及び関係文書をそれらが提出された順に登録する登録簿は、長官によって設けられ、記録官の責任の下で、登録所の中で保管される。
2. 文書が登録されたときは、記録官は、その原本の上に、原本であることの認証を付記し、また、当事者から求めがあるときは、その目的のために提出された副本の上に、その旨の付記をする。
3. 前項に定める登録簿の中の記載及び付記は、正式のものである。
4. 登録簿の管理のための規則は、第13条に示す記録官に対する指示書によって定められる。
5. 利害関係をもつ者は、登録所で登録簿を調査することができ、かつ、裁判所によって定められる額の手数料を支払って、その謄写物または抜粋を得ることができる。
事件の当事者もまた、適切な手数料を支払って、主張書面の複製物、並びに、判決、意見及び命令の認証された謄写物を得ることができる。
6. 訴訟手続を開始する申立ての登録日付、当事者の名前及び住所、訴訟手続の対象、申立人が求める裁判の構成、並びに、法律上の主張及び主要な法的主張の要旨の告示は、EU官報上のEEA節及びEEA補遺の中で提供される。告示は、意見を求める申立てに関しても提供される。

第15条⁷

1. 記録官は、長官の権限に基づき、文書の受領、送付及び保管について、並びに、この規則に定める効果的な送達について職責を負う。
2. 求められたときは、記録官は、裁判所、長官及び判事に対し、それらの職務を遂行する上で、補佐する。

第16条

記録官は、その証印を保管する。彼は、記録について、及び、裁判所の刊行物について職責を負う。

第17条⁸

裁判所は、第4条及び第23条により、記録官に対し、裁判所の開廷に在廷することを求めることができる。

⁶ 1996年8月22日改正及び2010年11月10日改正

⁷ 1996年8月22日改正

⁸ 1996年8月22日改正

第2節 裁判所の官吏及びそれ以外の公務員

第18条

1. 裁判所の官吏及びそれ以外の公務員は、職員規則の条項に従い、EFTA 裁判所のために任命される。
2. 彼の職務を行う前に、長官の前で、記録官の立会の下で、以下のとおり宣誓する：
「私は、誠実に、公平に、かつ、良心に従って、EFTA 裁判所によって私に割り当てられた職務を遂行することを誓う」。

第19条⁹

裁判所の組織は、裁判所によって定められ、かつ、改正され得る。

第20条¹⁰

裁判所が別に定める決定に従い、記録官は、長官の権限に基づき、裁判所の司法行政、財務管理及び会計について職責を負う。

第4章 裁判所の職務

第21条

1. 裁判所の開廷の日時は、長官によって定められる。
2. 裁判所は、その所在地以外の場所に1または複数の開廷場所をもつことを選択することができる。

第22条¹¹

1. 裁判所の裁判は、その評議に構成員全員が在廷する場合においてのみ有効である。ただし、司法行政事項に関する裁判所の決定は、2名の判事の在廷により採択され得る。後者の場合、長官は、最終決定権をもつ。
2. 裁判所が招集された後に定足数に達していないことが判明した場合、長官は、定足数に達するまで、開廷を延期する。

⁹ 1996年8月22日改正

¹⁰ 1996年8月22日改正

¹¹ 1996年8月22日改正

第23条

1. 裁判所は、非公開で評議する。
2. 弁論手続に在廷した判事のみが評議に参加することができる。
3. 評議に参加する全ての判事は、彼の意見及びその理由を述べる。
4. 最終的な討議の後、判事の過半数によって達した結論は、裁判所の裁判を決定付ける。評決の投票は、第5条に定める手続の順位とは逆の順で行われる。
5. 実体判断、語法もしくは質問の順序、または、評決の解釈に関する見解の相違は、裁判所の決定によって解決される。
6. 裁判所の評議が裁判所それ自体の司法行政上の問題に関する場合、裁判所が別異に決定しない限り、記録官が在席する。
7. 記録官が出席することなく裁判所が開かれる場合、それが必要なときは、裁判所は、判事に対し、調書の作成を命ずる。その調書は、その判事及び長官によって署名される。

第24条¹²

1. 裁判所の特別の決定に従い、その非開廷期間は、以下のとおりとする：
 - － 12月18日から1月10日まで、
 - － 復活の祭日の前の日曜日からの後の2番目の日曜日まで、
 - － 7月15日から9月15日まで。非開廷期間の間、長官の権能は、長官自身により、または、長官からその職務を行うことを求められた別の判事により、裁判所がその所在地をもつ場所で行使される。
2. 緊急の場合、長官は、非開廷期間中の判事を招集することができる。
3. 裁判所は、その所在地における公式の休日を尊重する。
4. 裁判所は、適切な条件の下で、判事に対し休暇を与えることができる。

第5章 言語

第25条¹³

1. 裁判所の言語は、英語とする。これは、裁判所の評議、調書及び裁判書を含め、全ての手続に適用される。
2. この規則中に別異の定めがない限り、訴訟手続の書面審理部分及び弁論部分において、当事者、訴訟参加人、EFTA加盟国、EFTA調査機関、欧州連合及び欧州委員会によって使用される。
3. 第27条の条項を妨げることなく、裁判所に提出された全ての主張書面は、裁判所が別異に定めない限り、英語によるものとし、または、英語の翻訳物を添付するもの

¹² 1996年8月22日改正

¹³ 1996年8月22日改正及び2010年11月10日改正

とする。

長文の文書については、翻訳物は、抜粋にとどめることができる。ただし、裁判所は、いつでも、職権により、または、当事者からの申立てにより、完全な翻訳物または全文の翻訳物を要求することができる。

4. 裁判所は、それが必要であると判断するときは、当事者の申立てにより、または、EFTA加盟国、EFTA調査機関、欧州連合もしくは欧州委員会以外の訴訟参加人の申立てにより、当該当事者または訴訟参加人が、その訴訟手続の弁論部分において、EFTA加盟国の公用語または欧州連合の公用語でやりとりすることを認めることができる。裁判所は、英語からの翻訳または英語への翻訳を準備する。その申立書は、遅くとも、訴訟手続の弁論部分が開始する2週間前に提出される。

第26条¹⁴

証人または鑑定人が、英語によっては彼自身を十分に表現できないと述べる場合、裁判所は、彼に対し、別の言語で彼の証言を与えることを認めることができる。裁判所は、英語からの翻訳または英語への翻訳を準備する。その申立書は、通常、遅くとも、訴訟手続の弁論部分が開始する2週間前に提出される。

第27条¹⁵

1. 協定第34条に従い、裁判所に対し、意見を求める照会が行われる場合、照会元の裁判所または法廷は、当該裁判所または法廷に係属する事件の中で用いられる言語でその照会をする権利をもつ。裁判所は、英語への翻訳の準備をする。
2. 照会元の裁判所または法廷及びその裁判所に係属中の紛争当事者は、裁判所に対し、当該裁判所または法廷に係属する事件の中で用いられる言語で文書を提出することができる。その文書は、裁判所が必要と認める範囲内で、英語に翻訳される。裁判所は、翻訳を準備する。
3. 裁判所は、予審判事の予審報告書を英語または照会元の裁判所または法廷に係属する事件の中で用いられる言語で利用できるようにするため、その報告書の翻訳を準備する。
4. 照会元の裁判所または法廷及びその裁判所に係属中の紛争当事者は、裁判所に対し、当該裁判所または法廷に係属する事件の中で用いられる言語で口頭のやりとりをする権利をもつ。裁判所は、英語からの翻訳または英語への通訳を準備する。そのような言語を用いることを望む当事者は、記録官に対し、遅くとも、訴訟手続の弁論部分が開始する2週間前に通知する。
5. 裁判所の意見は、照会が行われた言語及び英語で与えられる。その意見は、これらの言語によるものが正式のものである。

¹⁴ 1996年8月22日改正

¹⁵ 1996年8月22日改正

第6章 代理人、補佐人及び弁護士の特権及び義務

第28条¹⁶

1. 裁判所に出廷した、または、裁判所が発した嘱託書の宛先である司法機関に出廷した代理人、補佐人及び弁護士は、その事件または当事者に関し、それらの機関に口頭または書面で述べた言葉に関して、免除の利益を享受する。
2. 代理人、補佐人及び弁護士は、以下の別の特権及び施設の利益を享受する：
 - (a) 訴訟手続と関連する書面及び文書は、搜索及び押収の両方を免れる；紛議があるときは、税関当局または警察は、それらの書面及び文書に封を施す；そして、それらの機関は、記録官及び関係する当事者の立会の下で検査するために、直ちに、それを裁判所に送付する；
 - (b) 代理人、補佐人及び弁護士は、彼らの責務を遂行するために必要となるかもしれないような外貨割当の権利をもつ；
 - (c) 代理人、補佐人及び弁護士は、その責務を果たす際、支障なく旅行をする権利をもつ。

第29条¹⁷

第28条に定める特権、免除及び施設の利益を得るために、それらの権利をもつ者は、以下のとおり、彼らの地位の証明を行う：

- (a) 代理人は、行為する者宛てに当事者から発された委任状を提示し、記録官に対し、遅滞なく、その副本を送付する；
- (b) 補佐人及び弁護士は、記録官により署名された証明書を提示する。この証明書の有効性は、指定された期間内に限定され、その訴訟手続の期間により、延長または短縮され得る。

第30条

第28条に定める特権、免除及び施設は、訴訟手続の適正な遂行の利益のためにのみ与えられる。

裁判所は、訴訟手続の適正な遂行がその放棄によって阻害されることはないとは判断するときは、免除を放棄することができる。

第31条¹⁸

1. 補佐人もしくは弁護士の裁判所、判事もしくは記録官に向けられた行動が裁判所の

¹⁶ 1996年8月22日改正

¹⁷ 1996年8月22日改正

¹⁸ 2007年9月20日改正

尊厳もしくは司法の適正な遂行の要請と適合しないと裁判所が判断する場合、または、その補佐人もしくは弁護士が彼らに与えられた権利以外の目的のために彼の権利を行使していると裁判所が判断する場合、裁判所は、関係者に対して連絡する。裁判所が、関係者が釈明義務を負う職務権限を有する機関に対して連絡をする場合、当該機関に対して送付される書簡の副本が関係者に対して送付される。

同じ理由に基づき、裁判所は、いつでも、関係者から意見を聴取した後、命令により、それらの者をその訴訟手続から排除することができる。この命令は、直ちに効力を発生させる。

2. 補佐人または弁護士がその訴訟手続から排除される場合、関係する当事者が別の補佐人または弁護士を任命できるようにするために長官が定める期間内、その訴訟手続は停止となる。
3. 本条に基づく決定は、これを取消することができる。

第2款 手続

第1章 書面審理手続

第32条¹⁹

1. 全ての主張書面の原本は、当事者の代理人または弁護士によって署名されなければならない。
原本で参照される全ての別紙が添付された原本は、裁判所のための5通の副本及びその訴訟手続の他の全ての当事者のための副本と共に、提出される。副本は、それらを提出する当事者によって認証される。
2. 全ての主張書面には、日付が付される。訴訟手続上の段階を踏むための期間計算においては、登録所への提出の日付のみが考慮に入れられる。
3. 全ての主張書面について、その主張書面と関連して根拠とする文書を含めるファイルが、それらの文書を列挙する一覧表と共に、添付される。
4. 文書の長さを考慮し、その文書の抜粋のみが主張書面に添付される場合、文書の全文またはその文書の完全な複製物が登録所に提出される。
5. 本条の前各項の条項を妨げることなく、第3項に示す文書の一覧表を含め、主張書面の署名のある原本の副本が、テレファクスまたはそれ以外の裁判所に利用可能な技術的通信手段によって登録所で受信された日付は、上述の第1項第1副項に示す別紙及び副本を伴う主張書面の署名のある原本が遅くともその後10日以内に登録所に提出される限り、訴訟手続上の段階を踏むための期限を遵守する目的のための提出の日付とみなされる。

第1項第1副項または第2項ないし第4項を妨げることなく、裁判所は、決定により、当該文書の原本とみなされる電子的な手段による登録所への手続文書の送付のための基準を定めることができる。その決定は、EU官報上で公示される。

¹⁹ 2007年9月20日改正

第33条²⁰

1. 規程第19条に示す種類の申立書には、以下の事項を記載する：
 - (a) 申立人の名前及び住所；
 - (b) 申立てが行われる相手方当事者を指す記述；
 - (c) 訴訟手続の対象、申立人が基礎とする法律上の主張の要旨；
 - (d) 申立人が求める裁判の構成；
 - (e) それが適切なき場合は、提出または提供される証拠。
2. 訴訟手続の目的のために、申立書には、裁判所の所在地における送達のための住所、送達を受ける権限をもち、かつ、送達を受ける意思を表示した者の名前を示す。

第1副項に示す送達のための住所に加え、または、これに代えて、申立書には、テレファクスまたはそれ以外の技術的通信手段によって彼に対して送達の効果が発生することに弁護士または代理人が同意していることを記載することができる。

申立書が第1副項及び第2副項に示す要件を遵守しない場合、その瑕疵が治癒されない限り、当該当事者の代理人または弁護士宛ての書留郵便によって、訴訟手続の目的のための関係当事者に対する全ての送達が効力を発生させる。そして、第75条からの特例により、送達は、裁判所の所在地にある郵便局にその書留郵便が投函されることによって、適正に効力を発生させたものとみなされる。
3. 当事者のために行動する弁護士は、欧州経済領域協定加盟国の裁判所において実務に携わることを認める証明書を、登録所に提出する。
4. それが適切なき場合は、申立書には、規程第19条に定める文書を添付する。
5. 私法によって規律される法人によって作成される申立書には、以下の文書を添付する：
 - (a) 当該法人を設立もしくは規律する法律文書、または、会社、企業もしくは団体の登録簿の直近の抄本、または、これらの文書以外の、その法人の法的存在を示す証明文書；
 - (b) 申立人の弁護士に与えられる権限が、その目的のための権限をもつ誰かによって適正に与えられたことを示す証明書。
6. 申立書が、本条の第3項ないし第5項に定める要件を遵守するものではない場合、記録官は、申立書それ自体を補正すること、または、上述の文書を提出することのいずれかの方法により、申立人がそれらの要件を遵守すべき合理的な期限を指定する。申立人が、指定された期限内に申立書を補正せず、または、求められた文書を提出しないときは、裁判所は、これらの要件の違背により、その申立書が方式上許容できないものとされるか否かを判断する。

第34条

申立書は、被告に対して送達される。第33条第6項が適用される事件においては、申立書が補正された時点、または、同条に定める方式上の要件を遵守していなくても申立書が

²⁰ 1996年8月22日改正及び2007年9月20日改正

許容されることを裁判所が宣言した時点で、直ちに、その送達の効力を発生させる。

第35条²¹

1. 彼が申立書の送達を受けてから2か月以内に、被告は、以下の事項を記述した答弁書を提出する：
 - (a) 被告の名前及び住所；
 - (b) 事実上の主張及び依拠する法的見解；
 - (c) 被告が求める裁判の構成；
 - (d) 彼から提供される証拠の性質。第33条第2項ないし第6項は、答弁書に適用される。
2. 本条第1項に定める期限は、例外的な状況の下において、被告からの理由を付した申立てに基づき、長官によって延長され得る。

第36条

1. 訴訟手続を開始する申立書及び答弁書は、申立人からの再主張書及び被告からの再答弁書によって補充され得る。
2. 長官は、これらの主張書面が提出されるべき期限を指定する。

第37条

1. 再主張書または再答弁書の中で、当事者は、別の証拠を提示することができる。ただし、当事者は、その証拠の提出遅延の理由を示さなければならない。
2. その訴訟手続の過程において明るみに出た法律上の事項または事実上の事項に基づくものでない限り、新たな法律上の主張を訴訟手続の中に入れることができない。その訴訟手続の中でそのように基礎づけられる新たな法律上の主張を一方当事者が述べる場合、長官は、通常の訴訟手続上の期限経過後であっても、予審判事の提案に従い、その主張に対して他方当事者が答弁することのできる機会を認めることができる。主張の許容性に関する判断は、終局判決まで保留される。

第38条

訴訟手続のいかなる段階においても、裁判所は、第49条及び第50条に示す手続整理措置もしくは証拠調べ措置を決定し、または、従前の証拠調べを再試または拡大することを命ずることができる。

²¹ 2007年9月20日改正

第39条

裁判所は、当事者が彼らの見解を示す機会を与えた後、同じ訴訟手続の対象と関係する複数の事件について、それらの事件の関係を考慮に入れた上で、書面審理手続もしくは弁論手続または終局判決の目的のために、いつでも、これらを併合することができる。併合された事件は、その後、これを分離することができる。

第40条

1. 第38条の適用を妨げることなく、再主張書が提出された後、長官は、予審判事が裁判所に対して予審報告書を提出する日を指定する。
裁判所は、予審判事の提案に従い、何を行うべきかを決定する。
同じ手続は、以下について適用される：
 - (a) 第36条第2項に従って指定された期限内に、いかなる再主張書または再答弁書も提出されない場合；
 - (b) 関係する当事者が再主張書または再答弁書を提出する彼の権利を放棄した場合。
2. 裁判所が、手続整理措置を実施することなく、または、証拠調べ措置を命ずることなく、弁論手続を開くことを決定する場合、長官は、弁論を開く期日を指定する。

第41条

1. 弁論手続の段階において定められる手続整理措置及び証拠調べ措置を妨げることなく、書面審理手続の間に、手続整理措置及び証拠調べ措置が設けられ、かつ、完了している場合、長官は、本条の第2項により、弁論手続を開く期日を指定する。
2. 裁判所は、予審判事の報告書に従い、当事者の明示の同意を得て、弁論手続の実施を決定することができる。

第2章 弁論手続

第42条

1. 裁判所は、第82条に定める裁判の優先順序に従い、それらの事件の予審による証拠調べが完了した順に、裁判所に係属中の事件を取り扱う。複数の事件において予審による証拠調べが同時に完了する場合、それらが取扱われる順番は、それぞれの事件を開始する申立書が登録簿に入れられた日付によって決定される。
2. 長官は、特別の状況下において、ある事件に対して他の事件よりも優先性を与えることができる。
長官は、特別の状況下において、当事者を聴取した後、職権により、または、当事者のいずれかからの求めにより、事件の取扱いを後日に延期することができる。当事者からの共同の申立てにより、長官は、事件が延期されることを命ずることができる。

第43条

1. 訴訟手続は、審理の適正な実施について職責を負う長官によって開かれ、主宰される。
2. インカメラで審理される事件の弁論手続は、公行されない。

第44条

長官は、弁論期日の過程において、当事者の代理人、補佐人または弁護士に対し、質問をすることができる。

他の判事も同様にすることができる。

第45条

当事者は、彼の代理人、補佐人または弁護士を介してのみ、裁判所に対して発言することができる。

第46条

長官は、弁論期日の最後に、弁論手続を終了することを宣言する。

第47条

裁判所は、弁論手続の再開を命ずることができる。

第48条²²

1. 記録官または長官から指名された判事は、全ての弁論期日の調書を作成する。
2. 調書には、弁論期日の日時及び場所、在廷した判事及び記録官の氏名、事件の参照、当事者の名前、当事者の代理人、補佐人及び弁護士の摘要、弁論期日の過程で当事者から提出された文書の表示、弁論期日において裁判所または長官から与えられた裁判の表示を含める。
3. この調書には、長官及び記録官または長官から指名された判事が署名し、それは、正式な記録の一部となる。
4. 当事者は、登録所においてその調書を調査し、各自の負担でその謄写物を得ることができる。

²² 1996年8月22日改正

第3章 手続整理措置及び証拠調べ措置

第1節 手続整理措置

第49条

1. 手続整理措置の目的は、可能な最良の状態の下で審理が準備され、訴訟手続が行われ、そして、紛争が解決されることを確保することにある。その措置は、裁判所によって指定される。
2. 手続整理措置は、とりわけ、以下の目的をもつ：
 - (a) 書面審理手続及び弁論手続の効率的な実施を確保すること、及び、証拠の収集を促進すること；
 - (b) 当事者が更に主張を尽くさなければならない争点または証拠調べを要する争点を確定すること；
 - (c) 当事者が求める裁判の構成、当事者の法律上の主張及び法的見解、並びに、当事者間の争点を明確なものとする；
 - (d) 訴訟手続の和解による解決を促すこと。
3. 手続整理措置は、とりわけ、以下によって構成される：
 - (a) 当事者に対して質問すること；
 - (b) 書面により、または、口頭により、訴訟手続の一定の側面に関して主張するよう当事者に促すこと；
 - (c) 当事者または第三者に対して情報または詳細な説明の提供を求めること；
 - (d) 事件と関連する文書または書面の提出を求めること；
 - (e) 当事者の代理人または当事者本人を会合に招集すること。
4. 各当事者は、訴訟手続のいかなる段階においても、手続整理措置の採用または変更を提案することができる。その場合、他の当事者は、その措置が指定される前に、意見を聴取される。

訴訟手続の状況がそのように求める場合、記録官は、当事者に対し、裁判所によって予定されている措置を通知し、かつ、当事者に対し、口頭により、または、書面により、その意見を提出する機会を与える。

第2節 証拠調べ措置

第50条

1. 規程第21条及び第22条を妨げることなく、以下の証拠調べ措置を採用することができる：
 - (a) 当事者本人の出頭；
 - (b) 情報提供及び文書提出の要請；
 - (c) 口頭による証言；

- (d) 鑑定書の委嘱；
 - (e) 当の場所または物の検証。
2. 裁判所が決定した証拠調べ措置は、裁判所自体がこれを行うことができ、または、予審判事に対し、これを囑託することができる。
 3. 裁判所は、証明されるべき事実を定める命令の措置により、裁判所が適切であると判断する証拠調べの措置を指定する。裁判所が第65条(c)、(d)及び(e)に示す証拠調べ措置を決定する前に、当事者は、意見を聴取される。
その命令書は、当事者に送達される。
 4. 反駁として証拠を送付することができ、かつ、従前の証拠を補強することができる。

第51条

当事者は、その証拠調べ措置に立会することができる。

第3節 証人及び鑑定人の召喚及び証拠調べ

第52条²³

1. 裁判所は、職権により、または、当事者の申立てにより、一定の事実が証人によって証明されることを命ずることができる。その命令は、証明されるべき事実を定める。
裁判所は、職権により、または、当事者の申立てにより、証人を召喚することができる。
証人の取り調べを求める当事者の申立書は、どの事実について、及び、どの理由のために、その証人が調べられなければならないかを詳細に記述するものとする。
2. 証人は、以下の情報を含む命令書によって、召喚される：
 - (a) 証人の姓、名、摘要及び住所；
 - (b) 証人が取り調べられる事実に関する表示；
 - (c) それが適切なき時は、証人にかかる費用の償還のために裁判所によって行われる手配の委細、並びに、承認が出頭しない場合に加えられる罰。
この命令書は、当事者及びその証人に対して送達される。
3. 裁判所は、裁判所の現金出納担当者からその税込みの費用を賄うために十分な額の前払いを条件として、当事者が申立てた取り調べのために証人の召喚を行うことができる；裁判所は、その支払額を定める。
裁判所の現金出納担当者は、職権で裁判所から召喚された証人の取り調べと関係して必要な資金を前払いする。
適正に召喚された証人は、裁判所に対して彼が正当な理由を示さない限り、その召喚に服し、かつ、取り調べのために出廷する。
4. 証人の同一性が確認された後、長官は、彼に対し、この規則に定める方法で、彼の証言が真実であることを保証することを求められること、及び、彼がそれに違反する

²³ 1996年8月22日改正

ときは規程第26条に基づく侵害行為を構成することを告げる。

5. 彼の証言を与える前に、証人は、第54条の条項により、以下のとおりの宣誓をする：
「私は、真実を述べ、隠さずに全ての真実を述べ、そして、真実ではないことを述べないことを誓う」。
6. 証人は、当事者が立会の通知を与えられた裁判所に対して彼の証言を与える。証人が彼の主要な証言を与えた後、長官は、当事者からの求めにより、または、職権により、彼に対して質問をすることができる。
他の判事も同様にすることができる。
長官の訴訟指揮に従い、当事者の訴訟代理人から証人に対して質問をすることができる。
7. 記録官または長官から指名された判事は、証人の全ての取り調べについて、調書を作成する。その調書は、第48条第2項に示す情報に加え、各証人の姓、名、摘要及び支払先を含めるものとし、その調書の中に各証人の証言が複製される。
その調書は、長官、または、その証人の取り調べを実施する職責を負う予審判事によって、並びに、記録官もしくは調書を作成するために長官から指名された判事によって署名される。その署名が行われる前に、その証人は、調書の内容を確認し、その調書に署名する機会を与えられなければならない。
この調書は、正式の記録の一部となる。

第53条

1. 裁判所は、鑑定書の提出を命ずることができる。鑑定人を選任する命令は、彼の職務を定め、彼が彼の鑑定書を送付すべき期限を指定する。
2. 鑑定人は、彼の職務を遂行するために必要となる全ての文書と共に、その命令書の副本を受領する。彼は、予審判事の監督に服する。予審判事は、鑑定人の調査の間、立会し、または、彼の職務の遂行の進捗状況について情報提供を受ける。
裁判所は、当事者双方またはいずれかの当事者に対し、鑑定書の税込みの費用のための担保の提供を求めることができる。
3. 鑑定人から求めがあるときは、裁判所は、証人の取り調べを命ずることができる。その取り調べは、第52条に従って行われる。
4. 鑑定人は、彼に対して明示で指示された点に関してのみ、彼の意見を与える。
5. 鑑定人が彼の鑑定書を提出した後、裁判所は、当事者が立会の通知を与えられて、その鑑定人を取り調べることを命ずることができる。
長官の訴訟指揮に従い、当事者の代理人から鑑定人に対して質問をすることができる。
6. 彼の鑑定を行った後、鑑定人は、第54条の条項により、一般裁判所において以下のとおりの宣誓をする：
「私は、誠実かつ公平に私の職務を行ったことを誓う」。
裁判所は、当事者から意見を聴取した後、鑑定人が宣誓することを免除することが

できる。

第54条

1. 長官は、証人または鑑定人として裁判所において宣誓することを求められる者に対し、真実を語ること、もしくは、彼の職務を良心に従って公平に行うことを指示し、または、事案により、彼に対し、この義務に反する場合における彼の国内法に定める刑事責任について警告する。
2. 証人及び鑑定人は、第52条第5項第1副項及び第53条第6項第1副項に従い、または、彼らの国内法に定める方法で、宣誓を行う。
3. 司法手続において、宣誓と均等な誓約を行う機会、または、宣誓を行う代わりに誓約を行う機会を国内法が定めている場合、証人及び鑑定人は、その要件の下で、かつ、彼らの国内法に定める方式により、そのような誓約を行う。
彼らの国内法が宣誓及び誓約のいずれも定めていない場合、本条第1項に示す手続に服する。

第55条

裁判所は、規程第26条に従い、別紙Iに示すEFTA加盟国の職務権限を有する機関に対し、証人または鑑定人の証言拒否または宣誓違反について、通告することを決定することができる。

記録官は、裁判所の決定書を送付することに職責を負う。この決定書は、その通告が基礎とする事実及び事情を示す。

第56条

1. 彼が証人または鑑定人として行動するための資格のある者もしくは適切な者ではないとの理由またはその他の理由により、証言もしくは鑑定に対して当事者のいずれかが異議を申し立てた場合、または、証人もしくは鑑定人が証言を与えることを拒否し、もしくは、宣誓もしくは宣誓と均等な誓約を行うことを拒否する場合、その問題は、裁判所によって解決される。
2. 証言または鑑定に対する異議は、証人を召喚する命令書または鑑定人の選任書の送達後2週間以内に申立てられる；異議の申立ては、異議の理由を示し、かつ、提供される証拠の性質を示すものとしなければならない。

第57条

1. 証人及び鑑定人は、旅費及び滞在費の償還を受ける権利をもつ。裁判所の現金出納担当者は、これらの費用を彼らに対して前払いとすることができる。
2. 証人は、収入上の損失の弁償を受ける権利をもち、鑑定人はその業務遂行に対する

報酬を受ける権利をもつ。裁判所の現金出納担当者は、それらの者がそれぞれの義務または職務を行った後、証人及び鑑定人に対し、その弁償金または報酬を支払う。

第58条

1. 裁判所は、当事者の申立てにより、または、職権により、証人または鑑定人の取り調べのための嘱託書を発することができる。
2. 嘱託書は、証人または鑑定人の姓、名、摘要及び住所を含めるものとし、かつ、証人または鑑定人が取り調べられる事実、当事者の名前、その代理人、弁護士または補佐人を示し、それらの者の送達場所の住所、並びに、その訴訟手続の対象の簡潔な記述を含む命令の方式によるものとする。
命令の通知書は、記録官によって、当事者に対して送達される。
3. 記録官は、その領土内において証人または鑑定人が取り調べられる EFTA 加盟国の別紙 II に示す職務権限を有する機関に対し、その命令書を送付する。必要があるときは、その命令書には、それが送付される加盟国の公用語への翻訳物を添付する。
第1副項により指定された機関は、その加盟国の国内法に従って職務権限を有する司法機関に対し、その命令書を転送する。
その職務権限を有する司法機関は、その加盟国の国内法に従い、その嘱託書に有効性を与える。その実装の後、その職務権限を有する司法機関は、第1副項により指定された機関に対し、その嘱託書を具現する命令書、その実装によって生ずる文書、及び、費用に関する詳細な説明書を送付する。これらの文書は、記録官に対して送付される。
記録官は、それらの文書を事件の言語に翻訳することについて職責を負う。
4. 裁判所は、それが適切なときは、当事者に対してその支出額を支払わせる権利を妨げることなく、その嘱託書から生ずる支出を負担する。

第59条²⁴

1. 記録官または長官から指名された判事は、全ての証拠調べ期日の調書を作成する。
2. 調書には、第48条第2項に示す事項に加え、取り調べられた鑑定人の姓、名、摘要及び常居住地住所を含める。
3. この調書には、長官及び記録官または長官から指名された判事が署名し、それは、正式な記録の一部となる。
4. 当事者は、登録所においてその調書及び鑑定書を調査し、各自の負担でその謄写物を得ることができる。

²⁴ 1996年8月22日改正

第3章 a 簡易訴訟手続²⁵

第59条 a

1. その事件の特別の緊急性及び事情が、裁判所に対して、ミニマムの遅滞によりその判決を与えることを求める場合においては、申立人または被告の申立てにより、長官は、予審判事の勧告に基づき、かつ、他の当事者の意見を聴取した後、簡易訴訟手続に基づいて審理することを決定することができる。
簡易訴訟手続に基づいてその事件が判断されることを求める申立ては、訴訟手続の開始を求める申立書または答弁書と同時に、別の文書を提出することによって行われる。
2. 簡易訴訟手続の下において、長官がそれを必要と判断する場合に限り、訴訟手続開始申立書及び答弁書は、再主張書及び再答弁書によって補充され得る。
訴訟参加人は、長官がそれを必要と判断する場合に限り、訴訟参加における主張書面を提出することができる。
3. 答弁書が提出された後、または、その主張書面が提出されるまでに簡易訴訟手続に基づいて審理する決定が行われない場合、その決定が行われた後、長官は、弁論期日を指定し、それは、直ちに、当事者に対して通知される。彼は、証拠調べ措置の準備またはそれ以外の準備措置の上で必要となる場合、弁論期日を延期することができる。
第37条を妨げることなく、当事者は、弁論手続の過程において、その主張を補充し、別の証拠を提出することができる。ただし、その当事者は、そのような別の証拠の提出遅延の理由を示さなければならない。
4. 意見書の提出を認める EFTA 裁判所規程第20条は、簡易訴訟手続の下において適用される。

第4章 判決

第60条

判決書には、以下の内容を含める：

- 裁判所の判決である旨の文言、
- 言渡しの日付、
- その判決に参加する所長及び判事の氏名、
- 記録官の氏名、
- 当事者の表示、
- 当事者の代理人、補佐人及び弁護士の氏名、
- 当事者から求められた裁判の構成の記述、
- それが適切なときは、彼の意見書を陳述した独立弁論官の記述、
- 事実の要旨、

²⁵ 2007年9月20日のEFTA裁判所決定により、新たな章が加えられた。

- 一 判断の理由、
- 一 判決の本文、訴訟費用に関する裁判を含む。

第61条

1. 判決は、公開の法廷で言渡される；当事者は、その言渡しを受けるための立会をするための通知を受ける。
2. 判決書の原本は、長官により署名され、評議に参加した判事により署名され、及び、記録官により署名され、封印を施され、登録所に収納される；当事者は、判決書の認証のある正本の送達を受ける。
3. 記録官は、その判決が言い渡された日付をその判決の原本上に記録する。

第62条

判決は、その言渡しの日から拘束力をもつ。

第63条

1. 判決の解釈に関する条項を妨げることなく、一般裁判所は、職権により、または、判決の言渡し後2週間以内に行われた当事者の申立てにより、判決書中の事務的な誤り、違算及び明らかな誤記を訂正することができる。
2. 記録官から適正に通知を受けた当事者は、所長から指定された期限内に、意見書を提出することができる。
3. 一般裁判所は、非公開で審理し、その判断を行う。
4. 更正命令書の原本は、訂正された判決書の原本に添付される。訂正される判決書の原本の余白に、この更正命令の付記が行われる。

第64条

裁判所が特定の主文または訴訟費用に関する裁判を与えることを脱漏した場合、当事者は、その判決の送達後1か月以内に、一般裁判所に対し、その判決の補充を申立てることができる。

その申立書は、相手方当事者に送達され、長官は、当該当事者が意見書を提出することができる期限を指定する。

この意見書が提出された後、裁判所は、その申立ての許容性及び実体の両者について判断する。

第65条

記録官は、裁判所に係属する事件の公示の手配をする。

第5章 訴訟費用

第66条²⁶

1. 訴訟費用に関する裁判は、訴訟手続を終了させる終局判決そのまたは命令の中で与えられる。
2. 勝訴当事者の主張書面の中でそれが申立てられていた場合、敗訴当事者は、訴訟費用の支払いを命じられる。
複数の敗訴当事者がある場合、裁判所は、その訴訟費用がどのように分担されるかを決定する。
3. 各当事者が、一部勝訴であり、かつ、一部敗訴の場合、または、例外的な状況の下にある場合、裁判所は、訴訟費用が分担されること、または、その当事者らが各自の訴訟費用を負担することを命ずることができる。
裁判所は、勝訴の場合であっても、当事者に対し、当該当事者が相手方当事者に対して不合理または濫用的にそれを負担させたとして一般裁判所が判断する訴訟費用額の支払いを命ずることができる。
4. EEA 協定加盟国、EFTA 調査機関、欧州連合及び欧州委員会がその訴訟手続に訴訟参加した場合、それらは、各自の訴訟費用を負担する。
裁判所は、前副項に示す訴訟参加人以外の訴訟参加人に対し、彼自身の訴訟費用の負担を命ずることができる。
5. 訴訟手続を取下げ、または、放棄した当事者は、その取下げに関する相手方当事者の主張書面の中で求められていた場合、その訴訟費用の支払いを命じられる。ただし、訴訟手続の取下げまたは放棄をする当事者の申立てにより、相手方当事者の行動によって明らかに正当化される場合には、その訴訟費用は、相手方当事者の負担となる。
当事者が訴訟費用に関する合意を締結したときは、訴訟費用に関する裁判は、その合意に従う。
訴訟費用に関する申立てがない場合、当事者は、各自の訴訟費用を負担する。
6. 事件が判決に至らなかった場合、その訴訟費用は、裁判所の裁量による。

第67条

裁判所の判決または命令の執行において当事者にかかる必要な費用は、その執行が行われる国において有効な範囲内で、相手方当事者によって償還される。

第68条

裁判所における訴訟手続は、以下の場合を除き、無料とする：

- (a) 当事者が裁判所に対して避けることのできる費用の負担を生じさせた場合、裁判所は、その当事者に対し、その費用の償還を命ずる；

²⁶ 2010年11月10日改正

- (b) 当事者の求めによって謄写または翻訳の業務が行われた場合、その費用は、記録官が過剰であると判断する限り、第14条第5項に示す料金額の範囲内で、当該当事者から支払われる。

第69条

前条を妨げることなく、以下のものは弁償され得る訴訟費用とみなされる：

- (a) 第57条に基づき証人または鑑定人に支払われ得る金額；
(b) 訴訟手続の目的のために、当事者によって必要的に負担された支出、とりわけ、代理人、補佐人または弁護士の旅費及び滞在費並びに報酬。

第70条

1. 弁償される訴訟費用に関する紛争がある場合、裁判所は、関係する当事者の申立てにより、かつ、相手方当事者の意見を聴取した後、命令を行う。
2. 当事者は、執行の目的のために、命令書の認証のある正本を求める申立てをすることができる。

第71条

1. 裁判所の現金出納担当者からの金額は、裁判所の所在地における通貨で支払われる。支払いを受ける権利をもつ当事者からの申立てがあるときは、弁償されるべき支出の負担が行われた国、または、支払いが行われることに関する手立てが講じられた国の通貨で支払われる。
2. 上記以外の債務者は、彼らの本来の国の通貨で支払いを行う。
3. 弁償される訴訟費用がユーロ以外の通貨で負担された場合、または、支払いが行われることに関する手立てがユーロを通貨としない国において講じられた場合、その通貨の換算は、支払日における欧州中央銀行の公式為替レートによるものとする。

第6章 訴訟救助

第72条

1. 訴訟手続の費用の全部または一部を支弁することのできない者は、いつでも、訴訟救助を申立てることができる。
訴訟救助の申立書には、申立人が訴訟救助を必要とする証拠、とりわけ、彼の財産の欠乏を証明する職務権限を有する国内機関から発行される文書を添付しなければならない。
2. 訴訟を提起する前にその申立人が開始を望む申立が行われる場合、その申立人は、訴訟手続の対象を簡潔に示さなければならない。

その申立ては、弁護士を介することを要しない。

3. 長官は、予審判事として行動する判事を指名する。裁判所は、相手方当事者の書面による意見書を検討した後、訴訟救助の全部もしくは一部が与えるべきか否か、または、訴訟救助が拒否されるべきか否かを判断する。裁判所は、訴訟原因が明らかに存在しないか否かを判断する。

訴訟救助を求める申立ての全部または一部が拒否される場合、その命令書は、その拒否の理由を述べる。

4. 裁判所は、その者が訴訟救助を受ける権利をもつと判断する命令により、彼のために行動する弁護士を指名することを命ずる。
5. その者が彼の弁護士の選択を指示しない場合、または、裁判所が彼の選択を承認し難いと判断する場合には、関係する EFTA 加盟国の別紙 III に列挙する職務権限を有する機関に対し、訴訟救助を認める命令書の複製物及び申立書の複製物を送付する。
6. 当該機関によって行われた示唆を考慮に入れた上で、裁判所は、職権により、関係する者のために行動する弁護士を指名する。
7. 訴訟救助が認められることを導いた事情が訴訟手続の経過の中で変化した場合、裁判所は、いつでも、職権により、または、申立てにより、その訴訟救助を取消することができる。
8. 訴訟救助が認められる場合、裁判所の現金出納担当者は、費用の支弁のために必要な資金を準備する。

裁判所は、弁護士の費用及び報酬額を定める；長官は、その弁護士からの申立てに基づき、彼が前払いでその支払いを受けることを命ずることができる。

訴訟費用に関する裁判の中で、裁判所は、訴訟費用として前払いされた額の全部または一部を裁判所の現金出納担当者に対して支払うことを命ずることができる。

記録官は、その支払いを命じられた当事者からその額の弁償を得るための手立てを講ずる。

第7章 取下げ

第73条

裁判所がその裁判を与える前に、当事者が彼らの紛争の解決に至り、彼らの請求の放棄を裁判所に連絡したときは、長官は、その事件が登録簿から削除されることを命じ、かつ、その事柄に関して当事者から行われた提案を考慮した上で、第66条第5項に従い、訴訟費用に関する裁判を与える。

この条項は、協定の第36条及び第37条に基づく訴訟手続には適用されない。

第74条

申立人が、裁判所に対し、書面により、訴訟手続を取り下げる意思を連絡したときは、長官は、その事件が登録簿から削除されることを命じ、かつ、第66条第5項に従い、訴訟

費用に関する裁判を与える。

第8章 送達

第75条²⁷

1. EFTA加盟国、EFTA調査機関、欧州連合及び欧州委員会に対して送達される場合、裁判所の所在地において、関係国の代表部、欧州委員会の代表部もしくは欧州連合の理事会の代表部、または、EFTA調査機関の代表部が、郵便またはテレファクスによって、その書面が裁判所で利用可能であることの通知を受けた日に効力を生ずる。
2. この規則が、上記以外の者に対する送達を求める場合、記録官は、受領証の書式を付した文書の副本の書留郵便による郵送、または、受領者への副本の人間による配達のうちいずれかにより、当該の者の送達のための住所地において送達の効力が生ずることを確保する。
3. 記録官は、第32条第1項に従い当事者自身はその副本を提供する場合を除き、送達される文書の副本を準備し、かつ、これを認証する。
4. 第33条第2項の第2副項に従い、受領者が、テレファクスまたはそれ以外の技術的な通信手段によって彼について送達の効果を生ずることに同意する場合、裁判所の判決または命令以外の全ての手続文書は、そのような手段による文書の副本の送信によって、これを送達することができる。

技術的な理由により、または、文書の性質及び長さを考慮して、そのような送信が不可能または実施不能な場合、その文書は、受領者が送達のための住所を指定しなかったときは、本条の第2項に定める手続に従い、彼の住所地において送達される。受領者は、テレファクスまたはそれ以外の技術的な通信手段により、そのように連絡を受ける。そして、書簡が別の日に受領されたことが受領証によって証明される場合、または、テレファクスまたはそれ以外の技術的な通信手段による連絡を受けてから3週間以内に、受領者が、記録官に対し、送達されるべき文書が彼に届いていない旨を連絡する場合を除き、送達は、裁判所の所在地にある郵便局で書留郵便の書簡が投函された日の10日後に、その受領者について、書留郵便によって効力を発生させたものとみなされる。

第9章 期間

第76条²⁸

1. 訴訟手続上の段階を進めるための協定、規程及びこの規則によって定められる期間は、以下のように計算される：
 - (a) 日、週、月または年で表現される期間が、出来事が発生した時または行為が行わ

²⁷ 2010年11月10日改正

²⁸ 2010年11月10日改正

れた時から計算されるべき場合、当該出来事が発生した日または当該行為が行われた日は、当の期間の計算上では算入されない。

- (b) 週、月または年によって表現される期間は、期間の起算点である発生した出来事または行われた行為の日と同じ曜日、または、同じ日に応答する最終週の日、最終月の日または最終年の日の終了により満了となる。月または年で表現される期間において、満了となる日とその最終月に存在しないときは、その期間は、当該月の最終日の終了により満了となる。
 - (c) 期間が月数及び日数によって表現される場合、最初に総月数を計算し、次に総日数を計算する。
 - (d) 期間は、公的な休日、土曜及び日曜を含める。
 - (e) 期間は、非開延期間中においても進行を停止しない。
2. 期間が土曜、日曜及び公的休日以外の日に終了すべき場合、その期間は、その経過後の最初の業務日が終了するまで、延長される。
裁判所によって作成される公的な休日の一覧表は、EU 官報上の EEA 節及び EEA 補遺の中で公示される²⁹。

第77条³⁰

EFTA 調査機関によって採択された措置を不服とする訴訟手続を開始するために認められる期間は、関係する者がその措置の通知を受領した日から、または、その措置が公示される場合、その措置が EU 官報上の EEA 節及び EEA 補遺の中で公示された後の 15 日目の日から進行を開始する。

第78条

この規則に従って指定される期限は、それを指定した者によって、これを延長することができる。

²⁹ 1996年8月22日にルクセンブルグにおいて行われた EFTA 裁判所の公的な休日に関する決定に従い、以下の期間は、裁判所が開延となる公的な休日の期間とみなされる：

- 新年の日
- 復活祭の月曜日
- 5月1日
- キリスト昇天祭の日
- 聖霊降臨節の月曜日
- 6月23日（ルクセンブルク大公誕生日）
- 6月23日が日曜日である場合、6月24日
- 8月15日（聖母の被昇天の日）
- 11月1日（諸聖人の日）
- 12月25日
- 12月26日

³⁰ 2010年11月10日改正

協定、規程またはこの規則によって定められた期間は、距離のみを考慮して延長することができない。

長官は、記録官に対し、この規則に従い、長官が指定または延長する期間の範囲内で、その期間を指定する目的のために署名する権限を委任することができる。

第10条 訴訟手続の停止

第79条³¹

1. 訴訟手続は、予審判事の意見を聴取した後、かつ、第96条に示す意見を求める照会の事件においては、当事者の意見を聴取した後、長官の決定により、停止され得る。訴訟手続は、同じ手続により、長官の決定により、再開され得る。本項に示す決定は、当事者に対して送達される。
2. 訴訟手続の停止は、その決定の中で指定された日、または、そのような指定がない場合には、当該決定が行われた日に効力を発生させる。訴訟手続が停止している間、全ての当事者に対して指定された期限の目的のために、その進行を停止する。
3. 停止の決定が停止期間の長さを定めない場合、その停止は、再開の決定の中で指定された日、または、そのような指定がない場合には、その再開の決定が行われた日に終了となる。その再開の日から、期限の目的のために、新たに期間の進行を開始する。

第3款 特別形態の訴訟手続

第1章 運用停止または執行停止及びその他の仮措置

第80条

1. 協定第40より行われ、EFTA機関により採択された措置の運用停止の申立ては、その申立人が裁判所に係属中の訴訟手続の中でその措置を争う場合においてのみ、許容される。協定第41条に示すその他の仮措置の採択を求める申立ては、基本当事者によって、一般裁判所に係属中の事件について、その事件と関係して行われる場合においてのみ、認められ得る。
2. 本条第1項に示す種類の申立書は、訴訟手続の対象、緊急性を生じさせている事情、並びに、仮措置の適用を求める勝訴の見込みのある事件（*prima facie case*）であることを確立する事実上の主張及び法律上の主張を記述する。
3. 申立書は、別の文書により、かつ、この規則の第32条及び第33条の条項に従って作成される。

³¹ 1996年8月22日改正

第81条

1. 申立書は、相手方当事者に対して送達され、そして、長官は、当該当事者が、書面により、または、口頭により、意見を提出することができる短い期限を指定する。
2. 長官は、予審による証拠調べを命ずることができる。
長官は、相手方当事者の意見書が送付される前であっても、その申立てを認めることができる。この判断は、いずれかの当事者の申立てがなくても、変更され、または、取消され得る。

第82条

長官は、その申立てについて自ら判断し、または、これを裁判所に回付する。

長官が不在の場合または執務できない場合、第9条が適用される。

その申立てが裁判所に回付される場合、裁判所は、他の全ての事件を延期して、その裁判を与える。第81条が適用される。

第83条

1. その申立てに関する裁判は、理由を付した命令の方式とする。その命令書は、直ちに、当事者に対して送達される。
2. その命令の執行は、事情に照らしてその額及び性質が定められる担保の提供を条件として行うことができる。
3. その命令がその仮措置の失効の日を定めている場合を除き、その措置は、訴訟手続を終了させる判決が言い渡される時に失効する。
4. この命令は、暫定的な効果のみをもち、かつ、事件の実体に関する裁判所の判断を妨げない。

第84条

当事者の申立てに基づき、その命令は、事情の変更を考慮に入れ、いつでも、変更され、または、取消され得る。

第85条

仮措置を求める申立ての却下は、当事者が新たな事実関係に基づいて別の申立てを行うことの障害とならない。

第86条

本章の条項は、裁判所の裁判の執行停止を求める申立て、または、協定第19条によって

提出された EFTA 調査機関によって採択された措置の執行停止を求める申立てに適用される。

申立てを認める命令は、それが適切なときは、仮措置が失効する日を定める。

第2章 先決問題

第87条

1. その事件の実体とは直接の関係のない先決的な異議または先決的な主張に関する判断を裁判所に求める申立てをする当事者は、別の文書によって、その申立てを行う。その申立書には、事実上の主張及び依拠する法律上の主張並びに申立人が求める裁判の構成を記載しなければならない；全ての関連文書が申立書に添付されなければならない。
2. 申立書が提出された後、直ちに、長官は、相手方当事者が、当該当事者が求める裁判の構成及びその法律上の主張を含む文書を提出することができる期限を指定する。
3. 裁判所が別異に定めない限り、その訴訟手続の期日通知は、口頭のものとする。
4. 裁判所は、その申立てに関して判断し、または、終局判決のための判断をするまで、その裁判を保留する。
裁判所がその申立てを却下する場合、または、その裁判を保留する場合、長官は、訴訟手続において、更に審理を進めるための新たな期限を指定する。

第88条

1. 裁判所が事件を審理する裁判管轄権をもたないことが明らかである場合、または、その事件が、明らかに許容性のないものである場合、または、明らかに理由のないものである場合、裁判所は、理由を付した命令により、かつ、その訴訟手続の段階を更に進めることなく、その訴訟に関する判断を与える。
2. 裁判所は、いつでも、職権により、当事者の意見を聴取した後、事件について審理を進める上での絶対的な障害事由が存在するか否かに関して判断することができ、または、その訴訟が目的を失うことになったこと、そして、その事件について審理する必要がなくなったことを宣言することができる；裁判所は、この規則の第87条第3項及び第4項に従って、その裁判を与える。

第3章 訴訟参加

第89条³²

1. 訴訟参加の申立書は、第14条第6項に示す告示の公示から6週間以内に、提出されなければならない。その期限が経過後であっても、弁論手続を開く決定の前に行わ

³² 1996年8月22日改正

れた訴訟参加の申立ては、考慮に入れられ得る。この場合、長官は、その訴訟参加を認めることができ、訴訟参加人は、弁論手続が行われる場合には、彼に対して送付された審理報告書に基づき、その弁論手続の間に彼の意見書を提出することができる。

申立書には、以下の事項を含める：

- (a) 事件の表示；
- (b) 当事者の表示；
- (c) 訴訟参加人の名前及び住所；
- (d) 裁判所所在地における訴訟参加人の送達場所住所；
- (e) 訴訟参加の許可を求めるところによって支持する、1または複数の当事者が求める裁判の構成；
- (f) 規程第36条第2項により申立書が提出される場合、訴訟参加する権利を発生させる事情の記述。

訴訟参加人は、規程第17条に従い、訴訟代理され得る。

第32条及び第33条が適用される。

2. その申立書は、当事者に対して送達される。
長官は、当事者に対し、その訴訟参加の申立てに関して判断する前に、書面により、または、口頭により、意見を提出する機会を与える。
長官は、命令により、その申立てについて判断し、または、その申立てを裁判所に回付する。
3. 訴訟参加の申立てが認められる場合、その訴訟参加人は、当事者に対して送達された全ての文書の副本を受領する。ただし、所長は、当事者のいずれかからの申立てにより、秘密または機密の文書を除外することができる。
4. 訴訟参加人は、彼が訴訟参加した時点の訴訟状態のものとして事件を受け入れる。
5. 長官は、訴訟参加人が訴訟参加陳述書を提出することができる期限を指定する。
訴訟参加陳述書には、以下の事項を含める：
 - (a) 当事者のいずれかが求める裁判の構成の全部または一部を支持し、または、それを争う、訴訟参加者が求める裁判の構成の記述；
 - (b) 訴訟参加人による法律上の主張及び依拠する法の見解；
 - (c) それが適切なときは、提出される証拠の性質。
6. 訴訟参加陳述書が提出された後、長官は、それが必要なときは、その陳述書に対して当事者が答弁することができる期限を指定する。

第4章 欠席判決及びその破棄の申立て

第90条

1. 訴訟手続を開始する申立書の適正な送達を受けた被告が、適正な方式で、かつ、指定された期限内に答弁しない場合、申立人は、裁判所に対し、欠席判決を求める申立てをすることができる。
その申立書は、被告に対して送達される。長官は、その申立てに関し、弁論手続を

開くことを決定することができる。

2. 欠席判決を与える前に、裁判所は、訴訟を開始する申立てが許容されるものであるか否か、適切な方式が遵守されたか否か、及び、その申立てに理由があるように見えるか否かについて検討する。裁判所は、手続整理措置を命ずることができる。
3. 欠席判決は、執行力をもつ。ただし、裁判所は、その判決を破棄するために、裁判所が本条第4項に基づく申立てに関する裁判を与えるまで、執行停止を与えることができ、または、その判決の執行について、事情に照らして定められる額及び性質の担保提供を執行の条件とすることができる；この担保は、そのような申立てが行われないう場合、または、その申立てが却下となる場合には、解放される。
4. 欠席判決の破棄を求める申立てを行うことができる。
判決の破棄を求める申立書は、判決の送達の日から1か月以内に作成されなければならない。かつ、この規則の第32条及び第33条に定める方式により提出されなければならない。
5. 申立書が送達された後、長官は、他の当事者が意見書を提出することができる期限を指定する。
訴訟手続は、第40条以下に従って行われる。
6. 裁判所は、破棄され得ない判決によって裁判する。この判決書の原本は、その欠席判決書の原本に添付される。欠席判決書の原本の余白に、破棄の申立てに関する判決が付記される。

第5章 特別の破毀手続

第1節 第三者異議訴訟手続

第91条

1. 第32条及び第33条は、第三者異議訴訟手続の開始を行う申立てに適用される。これに加え、その申立書は：
 - (a) 効力を争う判決を示し；
 - (b) 当該判決がどのようにその第三者の権利を妨げているかを記述し；
 - (c) 元の事件においてその第三者が参加できなかった理由を示すものとする。その申立ては、元の事件の全ての当事者を相手方として行われなければならない。その判決がEU官報上のEEA節及びEEA補遺の中で公示された場合、その申立書は、公示から2か月以内に提出されなければならない。
2. 裁判所は、その第三者からの申立てに基づき、その判決の執行停止を命ずることができる。第3款第1章の条項が適用される。
3. 効力を争われる判決は、その第三者の主張が認められる部分に関しては変更される。第三者異議訴訟手続における判決書の原本は、効力を争う判決書の原本に添付される。効力を争う判決書の原本の余白に、第三者異議訴訟手続における判決が付記される。

第2節 再審

第92条

判決の再審を求める申立ては、その申立ての根拠とする事実を申立人が認識した日から3か月以内に行われる。

第93条

1. 第32条及び第33条が再審の申立てに適用される。これに加えて、その申立書は：
 - (a) 効力を争う判決を示し；
 - (b) 裁判の効力が争われる点を表示し；
 - (c) 申立てが根拠とする事実を記述し；
 - (d) 判決の再審を正当なものとする事実が存在すること、及び、第92条に定める期限が尊重されたことを証明するための証拠の性質を表示するものとする。
2. 再審の申立ては、効力を争う裁判が与えられた事件の全ての当事者を相手方としなければならない。

第94条

1. 実体に関する判断を妨げることなく、裁判所は、非公開で審理し、当事者の意見書を考慮に入れた上で、判決の方式により、その申立ての許容性に関する判断を与える。
2. 裁判所が、その申立てに許容性があると判断する場合、裁判所は、申立ての実体を判断する手続を進め、そして、この規則に従い、判決の方式により、その裁判を与える。
3. 再審判決書の原本は、再審された判決書の原本に添付される。再審された判決書の原本の余白に、再審判決が付記される。

第6章 判決の解釈

第95条

1. 判決の解釈を求める申立書は、この規則の第32条及び第33条に従って作成される。これに加え、その申立書は、以下の事項を示す：
 - (a) 当の判決；
 - (b) 解釈を求める文言。その申立ては、その判決が与えられた事件の全ての当事者を相手方としなければならない。
2. 裁判所は、当事者に対して意見書を送付する機会を与えた後、判決の方式により、その裁判を与える。

解釈判決書の原本は、解釈された判決書の原本に添付される。解釈された判決書の原本の余白に、解釈判決が付記される。

第7章 意見

第96条

1. 協定第34条の適用において、国内法に基づく司法救済のない裁判を不服として、裁判所及び法廷に対し意見を照会する権利がその国内立法で制限した EFTA 加盟国は、遅滞なく、裁判所に対し、その立法及びその後の改正について通知する。その通知には、関連する立法の正文を添付する。
2. 協定第34条によって規律される事件において、その訴訟手続は、意見を求める照会の性質によって必要となる修正をした上で、この規則の条項によって規律される。
3. 意見を求める照会書は、その事件の事実の記述、及び、国内法秩序と関連する問題となる条項の表示を含め、その回答を求められる問題を裁判所が検討できるようにするために必要となる、国内裁判所に係属中の事件の要旨を添付するものとする。
4. 裁判所は、その国内裁判所に対し、意見を求める照会が行われた言語を用いて、釈明を求めることができる。

第97条³³

1. 第96条に示す国内裁判所または国内法廷の質問は、EFTA 加盟国の政府、EFTA 調査機関、欧州連合、欧州委員会及び紛争当事者に対し、紹介書の英語翻訳物を添えて、その原文の版で通知される。規程第20条の事件陳述書及び意見書に関する条項は、その紛争当事者に対しても適用される。
2. 意見の訴訟手続における基本訴訟手続当事者の訴訟代理及び立会に関し、裁判所は、その照会を行った国内裁判所または国内法廷の手続規則を考慮に入れる。
3. 意見を求めるために裁判所に対して照会された質問が、裁判所が既に判決し、または、既に与えた意見の質問と明らかに同一のものである場合、裁判所は、裁判所に対してその意見を照会した裁判所もしくは法廷に対して通知した後、かつ、EFTA 加盟国の政府、EFTA 調査機関、欧州連合、欧州委員会及び紛争当事者から提出された意見書を検討した後、その中で裁判所の従前の判決または命令への参照を行う理由を付した命令により、その判断を与える。
4. 本条第3項を妨げることなく、意見を求める照会の事件における裁判所の訴訟手続は、弁論部分も含める。

ただし、規程第20条及び本条第1項に定める陳述書または意見書の提出の後、裁判所は、予審判事の予審報告書に従い、そのような陳述書または意見書を提出する権利のある者に対して通知した後、いずれの者も口頭弁論への出廷を求めなかったこと

³³ 2010年11月10日改正

を条件として、別異に決定することができる。

訴訟手続の弁論部分の前に、EFTA加盟国の政府、EFTA調査機関、欧州連合、欧州委員会及び紛争当事者に対し、予審判事の予審報告書が送付される。その報告書には、第27条第3項に定める翻訳物が添付される。

5. 国内裁判所または国内法廷のために、照会の費用に関する裁判が行われる。

特別の事情があるときは、裁判所は、訴訟救助により、当事者の訴訟代理または立会を促進する目的のための支援を与えることができる。第72条の条項は、準用して適用される。

第97条 a

1. 国内裁判所の求めがあるときは、長官は、例外として、予審判事の提案に基づき、裁判所に提起された質問に関する判断が例外的な緊急性のある事柄であることが状況から明らかである場合において、意見を求める照会に対するこの規則の条項の特例となる加速化された訴訟手続を適用することを決定できる。その場合、長官は、速やかに、弁論期日を定める。その期日は、照会を行う決定書の送達の際、基本訴訟手続当事者及び規程第20条に示すその他の者に対し、通知される。
2. 前項に示す当事者及びそれ以外の利害関係者は、長官によって指定される15日よりも短くない期限内に、事件陳述書または意見書を提出することができる。長官は、当事者及びそれ以外の利害関係者に対し、彼らの事件陳述書または意見書の中で取り扱われる事項を、照会された質問によって提起される法律上の重要な点に限定することを求めることができる。
3. それに該当するときは、事件陳述書または意見書は、弁論期日の前に、当事者及び上記に示すそれ以外の者に対し、通知される。

第4款 雑 則

第98条³⁴

この規則は、英語版が正式のものであり、EU官報上のEEA節及びEEA補遺の中で公示される。

この規則は、裁判所によって、公式に、ドイツ語、アイスランド語及びノルウェー語に翻訳される。

³⁴ 1996年8月22日改正及び2010年11月10日改正

別紙 I ³⁵

第55条第1項に示す国内機関の一覧

アイスランド

法務教会省（The Ministry of Justice and Ecclesiastical Affairs）

リヒテンシュタイン

法務省（The Ministry for Justice）

ノルウェー

王国法務警察省（The Royal Ministry of Justice and the Police）

³⁵ 1996年8月22日改正

別紙Ⅱ³⁶

第58条第3項に示す国内機関の一覧

アイスランド

法務教会省（The Ministry of Justice and Ecclesiastical Affairs）

リヒテンシュタイン

法務省（The Ministry for Justice）

ノルウェー

王国法務警察省（The Royal Ministry of Justice and the Police）

³⁶ 1996年8月22日改正

別紙Ⅲ³⁷

第72条第5項に示す国内機関の一覧

アイスランド

法務教会省（The Ministry of Justice and Ecclesiastical Affairs）

リヒテンシュタイン

法務省（The Ministry for Justice）

ノルウェー

王国法務警察省（The Royal Ministry of Justice and the Police）

³⁷ 1996年8月22日改正